

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
岐阜県航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費助成金交付要綱

（総則）

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、県内に本社又は事業所を有し、岐阜県内の航空宇宙産業分野にかかる事業を営む中小企業者が、自社事業の多角化による収益の確保による安定経営を目指すため、自社の技術等を活かし新分野へ進出する取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で岐阜県航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規定（以下「規定」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（助成対象者）

第2条 この要綱において、助成金の対象者は次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- 一 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主のうち、県内に本社又は事業所を有し、航空宇宙産業分野にかかる事業を営む者
- 二 中小企業グループ 構成の3分の2以上が前項で定める中小企業者からなる集団
- 三 その他センター理事長（以下、「理事長」という。）が適当と認める者

（欠格事由）

第3条 次に掲げる者は、助成対象者としない。

- 一 国税、県税及び市町村税を完納していない者
- 二 申請事業について、当該年度内に同一内容で国・岐阜県及びこれに類する機関から補助金・助成金を受けた者
- 三 反社会的勢力に該当する者（別記）

（助成対象事業等）

第4条 助成対象事業、助成対象者、助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表1及び別表2のとおりとするほか、理事長が適当と認めるものとする。

- 2 助成対象経費は、助成対象事業の実施期間内に発生し、支出した経費とする。
- 3 国、県又はその他外郭団体からの助成金等の助成対象事業については、本助成金の対象としない。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金を受けようとする助成対象者は、理事長が別に定める期限までに、助成金交付申請書（様式1）を提出しなければならない。

（助成対象期間）

第6条 助成対象経費の算出期間は、次項但し書きによるものを除き、原則として交付決定日から助成

事業の完了（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日又は当該年度の２月２８日のいずれか早い日までとする。

- ２ 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。但し、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りではない。
- ３ 前項の但し書きにより助成金の交付を受けようとする場合は、第５条の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書（様式２）を添付するものとする。

（助成金交付申請の審査）

第７条 理事長が必要と認めるときは、助成対象事業の適否について審査を行うため、審査委員会を設置することができる。

- ２ 前項の規定により審査委員会を設置した場合において、理事長は、第５条の規定により助成金の申請書の提出があったときは、必要に応じ専門家及び関係機関の意見を聴取し、審査委員会の審査に付するものとする。

（助成金の交付決定）

第８条 理事長は、第５条の規定により助成金の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、又は前条第２項の規定による審査委員会の審査の結果を参考にし、助成金の交付の決定をするものとする。

- ２ 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため、必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。
- ３ 助成額として算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ４ 理事長は、助成金の交付を決定したときはすみやかにその旨を申請者へ通知（様式３）するものとする。

（助成金の交付の条件）

第９条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項に条件を付けるものとする。

- 一 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式４）を提出し、理事長の承認を受けること。ただし、次の各号に掲げる変更については、この限りでない。

ア 別表２の助成対象経費の欄に掲げる各対象経費区分間における２０パーセント以内の配分の変更

イ 助成金の交付の目的又は助成事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び助成事業の細部の変更

- 二 助成事業を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式４）を提出し、理事長の承認を受けること。

（申請の取下げ）

第10条 本助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（遂行状況報告）

第11条 助成事業者は、理事長から求めがあったときは、その指定する期日までに遂行状況報告書（様式5）を提出しなければならない。

（助成事業の遂行等の命令）

第12条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 理事長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、理事長の指定する日までに執らないときは、第16条の規定により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告書）

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、助成事業の成果を記載した実績報告書（様式6）に必要な書類を添えて、次項に定める期限までに報告しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、助成事業の完了（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して15日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日とする。

（助成金の額の確定等）

第14条 理事長は、前条の助成事業の完了又は中止若しくは廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式7）により当該助成事業者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第15条 理事長は、第14条の規定による助成金の額の確定後において助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、第14条の規定の確定通知を受領後、すみやかに助成金精算払請求書（様式8）を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 理事長は、助成事業者が次の各号に該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令、本要綱の規定に違反した場合
- 二 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- 三 助成事業に関して不正、怠慢その他不適格な行為をした場合
- 四 助成金の交付決定後生じた変更により助成事業を遂行することができない場合

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（助成事業の経理等）

第17条 助成事業者は、助成事業の経理については、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存し、理事長から求めがあったときは、閲覧に供しなければならない。

（助成金の返還）

第18条 理事長は、第16条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（実施結果の状況報告等）

第19条 助成事業者は、助成事業の完了日の属する年度の翌年度の1年間について、当該助成事業による新分野展開に係る状況等について、翌々年度の4月20日までに、事業化状況等報告書（様式9）により理事長に報告しなければならない。

（成果の発表等）

第20条 理事長は、助成事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、助成事業者に発表させることができる。

2 理事長は、助成事業の内容について、助成事業者名、助成金額、成果等をセンターのホームページ等で公表することができる。

（検査等）

第21条 理事長は、助成事業者に対し助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め又は当該担当職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（暴力団の排除等）

第22条 第5条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条各号に該当するときは、理事長はその者に対して助成金を交付しないものとする。

2 理事長は、第8条の規定による交付決定をした後において、助成事業者が第3条各号に該当することが明らかになったときは、第16条の規定により助成金の交付の決定を取り消すものとする。

3 理事長は、前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、第18条の規定により助成事業者に対し、助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

< 附 則 >

この要綱は、令和3年度分の予算に係る助成金から適用する。

< 附 則 >

この要綱は、令和4年度分の予算に係る助成金から適用する。

別表 1

事業名	岐阜県航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業
助成対象事業	自社の技術等を活かし、新分野の展開に必要な次の①～③のいずれかもしくは全ての事業に取り組むものとする。 ①事業計画策定事業 ②試作品製造事業 ③販路開拓事業（オンライン展示会を含む。） ※新分野展開とは次の（１）～（２）のいずれかを満たすものとする。 （１）現在取り組んでいない分野に新たに取り組むもの （２）現在取り組んでいる分野のうち現在主力となりえていない分野 （原則として、2019年度の売り上げが、自社の総売上げ額の概ね30%未満の分野）を拡充するもの ※ただし、航空機製造にかかる分野への新規展開または拡充を目指す取り組みは対象としない
助成対象経費	別表2のとおり
助成率	助成対象経費の2/3 以内
助成限度額	<上限>：事業計画策定事業 1,000 千円 試作品製造事業 1,800 千円 販路開拓事業（オンライン展示会を含む。） 400 千円 <下限>：なし

（注）助成対象経費は、交付決定日以降で助成対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。

但し「事前着手理由書」の提出があり、理事長が「事業の性格上又はやむを得ない理由がある」と判断した場合はこの限りではない。

別表 2

助成対象事業	助成対象経費	
	経費区分	内 容
① 事業計画策定事業	指 導 料	専門家への報償費
	専門家旅費	専門家への旅費、宿泊費
	委 託 費	外部専門家等へ委託する経費 ※設備や機器、備品等の購入を除く。
	負 担 金	市場調査や情報収集等に必要な登録費や、セミナー、展示会への参加費
	そ の 他	理事長が特別に必要と認める経費
② 試作品製造事業	原 材 料 ・ 消 耗 品 費	試作品製造・評価に要する原材料、副資材、消耗品等の購入に要する経費
	工具器具費	試作・実証試験を実施するために直接必要な工具器具や機器等の購入または借上げ（リース）に要する経費。 （※購入の場合は、一個または一体として運用される一組として、その取得価格が50万円未満のものに限る）
	委託費・外注費	詳細仕様の作成を含む加工やデザイン等の外部業者への委託、試作品製造に必要となる原材料などの再加工及び部品等の加工に係る外注依頼に要する経費
	試験・検査費	公設試験研究機関等における依頼試験の手数料及び試験機器や開放試験室等の使用に係る経費
	そ の 他	理事長が特別に必要と認める経費
③ 販路開拓事業	出 展 料	展示会の小間料、オンライン展示会出展料、小間工事費、レンタル料（※当該展示会等の期間中に会場にて使用するものに限る）
	役 務 費	展示物の輸送料（保険料含む）、通訳料、翻訳料
	印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷費
	委 託 費	展示会出展にかかる業務の一部（小間装飾など）を委託する経費、（設備、機器、備品等の購入を除く） PR媒体の制作委託にかかる経費
	そ の 他	理事長が特別に必要と認める経費

別記

反社会的勢力に該当する者

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

様式一覧

様式 1 助成金交付申請書

－ 2 助成事業計画書

様式 2 事前着手理由書

様式 3 助成金交付決定通知書

様式 4 変更承認申請書

－ 2 経費の配分の変更

様式 5 助成事業遂行状況報告書

様式 6 実績報告書

－ 2 事業実績報告書

－ 3 支出内訳書

－ 4 支払明細報告書

－ 5 収益納付に係る報告書

様式 7 助成金額確定通知書

様式 8 助成金精算払請求書

様式 9 事業化状況等報告書

－ 2 事業化状況等報告書 別紙

別掲 反社会的勢力排除に関する誓約事項